

別紙1－2 歯科診療報酬点数表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第二 歯科診療報酬点数表 [目次] 第1章・第2章 (略) <u>第3章 経過措置</u> 第1章 基本診療料 第1部 初・再診料 通則 (略) 第1節 初診料 区分 A 0 0 0 初診料 1 歯科初診料 <u>264点</u> 2 (略) 注1～9 (略) 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科診療を実施している他の保険医療機関（診療所に限る。）において注6又は区分番号A 0 0 2に掲げる再診料の注4に規定する加算を算定した患者に対して、当該保険医療機関から文書による診療情報提供を受けた上で、外来において初診を行った場合は、歯科診療特別対応連携加算として、月1回に限り<u>150点</u>を所定点数に加算する。 11 (略) 12 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす</p>	<p>別表第二 歯科診療報酬点数表 [目次] 第1章・第2章 (略) (新設) 第1章 基本診療料 第1部 初・再診料 通則 (略) 第1節 初診料 区分 A 0 0 0 初診料 1 歯科初診料 <u>261点</u> 2 (略) 注1～9 (略) 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科診療を実施している他の保険医療機関（診療所に限る。）において注6又は区分番号A 0 0 2に掲げる再診料の注4に規定する加算を算定した患者に対して、当該保険医療機関から文書による診療情報提供を受けた上で、外来において初診を行った場合は、歯科診療特別対応連携加算として、月1回に限り<u>100点</u>を所定点数に加算する。 11 (略) (新設)</p>

歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で初診を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月1回に限り7点を所定点数に加算する。ただし、当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報等の提供を受けた場合等にあっては、月1回に限り3点を所定点数に加算する。

A 001 (略)

第2節 再診料

区分

A 002 再診料

1 歯科再診料 56点

2 (略)

注1～6 (略)

7 患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合は、再診料を算定する。ただし、この場合において、注10に規定する加算は算定しない

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で再診を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月1回に限り4点を所定点数に加算する。

第2部 入院料等

A 001 (略)

第2節 再診料

区分

A 002 再診料

1 歯科再診料 53点

2 (略)

注1～6 (略)

7 患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合は、再診料を算定する。

8・9 (略)

(新設)

第2部 入院料等

通則 (略)
第1節 入院基本料
通則 (略)
区分
A 1 0 0～A 1 0 3 (略)
<u>A 1 0 3－2 障害者施設等入院基本料</u>
A 1 0 4～A 1 0 6 (略)
第2節 入院基本料等加算
通則
1 本節各区分に掲げる入院基本料等加算（区分番号A 2 5 0に掲げる地域歯科診療支援病院入院加算を除く。）は、それぞれの算定要件を満たす患者について、医科点数表の第1章第2部第2節に掲げる入院基本料等加算の例により算定する。 <u>この場合において、医科点数表の区分番号A 2 0 4－2に掲げる臨床研修病院入院診療加算については、「基幹型」とあるのは「単独型又は管理型」と、「医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する都道府県知事の指定する病院」とあるのは「歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院」と読み替えるものとする。</u>
2 (略)
区分
A 2 0 0 (略)
<u>A 2 0 0－2 急性期充実体制加算</u>
A 2 0 1からA 2 0 3まで～A 2 0 4－2 (略)
<u>A 2 0 4－3 紹介受診重点医療機関入院診療加算</u>
A 2 0 5～A 2 2 4 (略)

通則 (略)
第1節 入院基本料
通則 (略)
区分
A 1 0 0～A 1 0 3 (略)
(新設)
A 1 0 4～A 1 0 6 (略)
第2節 入院基本料等加算
通則
1 本節各区分に掲げる入院基本料等加算（区分番号A 2 5 0に掲げる地域歯科診療支援病院入院加算を除く。）は、それぞれの算定要件を満たす患者について、医科点数表の第1章第2部第2節に掲げる入院基本料等加算の例により算定する。 <u>ただし、医科点数表の区分番号A 2 0 4－2に掲げる臨床研修病院入院診療加算については、「基幹型」とあるのは「単独型又は管理型」と、「医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する医学を履修する課程を置く大学に附属する病院」とあるのは「歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院」と読み替えるものとする。</u>
2 (略)
区分
A 2 0 0 (略)
(新設)
A 2 0 1からA 2 0 3まで～A 2 0 4－2 (略)
(新設)
A 2 0 5～A 2 2 4 (略)

A 2 2 4 - 2 感染対策向上加算
A 2 2 4 - 3 (略)
A 2 2 4 - 4 重症患者初期支援充実加算
A 2 2 4 - 5 報告書管理体制加算
A 2 2 5 ~ A 2 4 2 (略)
A 2 4 2 - 2 術後疼痛管理チーム加算
A 2 4 3 ~ A 2 5 0 (略)
 第3節 (略)
 第4節 短期滞在手術等基本料

区分

A 4 0 0 短期滞在手術等基本料

注 1 (略)

2 短期滞在手術等基本料に含まれる費用の範囲は、医科点数表の区分番号A 4 0 0に掲げる短期滞在手術等基本料に含まれる費用の範囲の例による。この場合において、同注3中「及び第11部麻酔」とあるのは「並びに第11部麻酔及び別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）の第2章第10部麻酔」と、同注3のル中「麻酔管理料Ⅱ 区分番号L 0 0 9に掲げるもの」とあるのは「麻酔管理料Ⅱ及び歯科麻酔管理料 区分番号L 0 0 9に掲げるもの及び歯科点数表の区分番号K 0 0 4に掲げるもの」と読み替えるものとする。

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

区分

B 0 0 0 から B 0 0 0 - 3 まで (略)
B 0 0 0 - 4 歯科疾患管理料 100点
 注 1 ~ 7 (略)
 8 16歳未満のう蝕に罹患している患者であつ

A 2 2 4 - 2 感染防止対策加算
A 2 2 4 - 3 (略)
 (新設)
 (新設)
A 2 2 5 ~ A 2 4 2 (略)
 (新設)
A 2 4 3 ~ A 2 5 0 (略)
 第3節 (略)
 第4節 短期滞在手術等基本料

区分

A 4 0 0 短期滞在手術等基本料

注 1 (略)

2 短期滞在手術等基本料に含まれる費用の範囲は、医科点数表の区分番号A 4 0 0に掲げる短期滞在手術等基本料に含まれる費用の範囲の例による。

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

区分

B 0 0 0 から B 0 0 0 - 3 まで (略)
B 0 0 0 - 4 歯科疾患管理料 100点
 注 1 ~ 7 (略)
 8 13歳未満のう蝕に罹患している患者であつ

て、う蝕多発傾向にあり、う蝕に対する歯冠修復終了後もう蝕活動性が高く、継続的な指導管理が必要なもの（以下「う蝕多発傾向者」という。）のうち、4歳以上のう蝕多発傾向者又はその家族等に対して、当該患者の療養を主として担う歯科医師（以下「主治の歯科医師」という。）又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合は、歯科疾患管理の実施期間中に患者1人につき1回に限り、フッ化物洗口指導加算として、40点を所定点数に加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者については、当該加算は算定できない。

9・10 (略)

11 別の保険医療機関（歯科診療を行うものを除く。）から歯科治療における総合的医療管理が必要な患者であるとして文書による診療情報の提供を受けたものに対し、必要な管理及び療養上の指導等を行った場合は、総合医療管理加算として、50点を所定点数に加算する。

12 (略)

B000-4-2 小児口腔機能管理料 100点

注1 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理条例又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理条例を算定した患者であって、口腔機能の発達不全を有する18歳未満の児童に対して、口腔機能の獲得を目的として、当該患者等の同

て、う蝕多発傾向にあり、う蝕に対する歯冠修復終了後もう蝕活動性が高く、継続的な指導管理が必要なもの（以下「う蝕多発傾向者」という。）のうち、4歳以上のう蝕多発傾向者又はその家族等に対して、当該患者の療養を主として担う歯科医師（以下「主治の歯科医師」という。）又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合は、歯科疾患管理の実施期間中に患者1人につき1回に限り、フッ化物洗口指導加算として、40点を所定点数に加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者については、当該加算は算定できない。

9・10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別の保険医療機関（歯科診療を行うものを除く。）から歯科治療における総合的医療管理が必要な患者であるとして文書による診療情報の提供を受けたものに対し、必要な管理及び療養上の指導等を行った場合は、総合医療管理加算として、50点を所定点数に加算する。

12 (略)

B000-4-2 小児口腔機能管理料 100点

注1 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理条例又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理条例を算定した患者であって、口腔機能の発達不全を有する15歳未満の小児に対して、口腔機能の獲得を目的として、当該患者等の同

意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2・3 (略)

B000-4-3～B004-1-2 (略)

B004-1-3 がん患者指導管理料

1 (略)

2 歯科医師、看護師又は公認心理師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点

3 (略)

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の歯科医師が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合又は入院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の歯科医師が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合った上で、当該診療方針等に関する当該患者の意思決定に対する支援を行い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき1回

(当該患者について区分番号B006-3に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該指導管理を実施した場合は、それぞれの保険医療機関において、患者1人につき1回)に限り算定する。

意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2・3 (略)

B000-4-3～B004-1-2 (略)

B004-1-3 がん患者指導管理料

1 (略)

2 歯科医師、看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点

3 (略)

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の歯科医師が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき1回
(当該患者について区分番号B006-3に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該指導管理を実施した場合は、それぞれの保険医療機関において、患者1人につき1回)に限り算定する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の歯科医師、その指示に基づき看護師又は歯科医師と医師との連携の下に公認心理師が患者の心理的不安を軽減するための面接を行った場合に、患者1人につき6回に限り算定する。

3・4 (略)

5 3について、区分番号B004-1-8に掲げる外来腫瘍化学療法診療料、区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料、区分番号F100に掲げる処方料の注7に規定する加算及び区分番号F400に掲げる処方箋料の注5に規定する加算は、別に算定できない。

B004-1-4～B004-1-7 (略)

B004-1-8 外来腫瘍化学療法診療料

1 外来腫瘍化学療法診療料1

- | | |
|-----------------------------|------|
| イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合 | 700点 |
| ロ 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合 | 400点 |

2 外来腫瘍化学療法診療料2

- | | |
|-----------------------------|------|
| イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合 | 570点 |
| ロ 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合 | 270点 |

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする患者であって入院中の患者以外のものに対して、

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の歯科医師又はその指示に基づき看護師が患者の心理的不安を軽減するための面接を行った場合に、患者1人につき6回に限り算定する。

3・4 (略)

5 3について、区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料、区分番号F100に掲げる処方料の注7に規定する加算及び区分番号F400に掲げる処方箋料の注5に規定する加算は、別に算定できない。

B004-1-4～B004-1-7 (略)

(新設)

外来化学療法（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の実施その他の必要な治療管理を行った場合に、当該基準に係る区分に従い算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料（注5、注7及び注8に規定する加算を除く。）、区分番号A002に掲げる再診料（注3、注5及び注6に規定する加算を除く。）又は区分番号B004-1-3に掲げるがん患者指導管理料の3は、別に算定できない。

2 1のイ及び2のイについては、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤を投与した場合に、月3回に限り算定する。

3 1のロ及び2のロについては、1のイ又は2のイを算定する日以外の日において、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤の投与その他の必要な治療管理を行った場合に、週1回に限り算定する。

4 退院した患者に対して退院の日から起算して7日以内に行った治療管理の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

5 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に200点を加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1のイを算定した患者に対して、当該保険医療機関の歯科医師又は当該歯科医師の指示に基づき薬剤師が、副作用の発現状況、治療計画等を文書により提供した上で、当該患者の状態を踏まえて必要な指導を行つ

た場合は、連携充実加算として、月1回に限り
150点を所定点数に加算する。

7 当該患者に対し、バイオ後続品に係る説明を行
い、バイオ後続品を使用した場合は、バイオ
後続品導入初期加算として、当該バイオ後
続品の初回の使用日の属する月から起算して3月を
限度として、月1回に限り150点を所定点数に
加算する。

B004-2～B004-4からB004-6まで (略)

B004-6-2 歯科治療時医療管理料 (1日につき) 45点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
しているものとして地方厚生局長等に届け出た保
険医療機関において、全身的な管理が必要な患
者に対し、第8部処置 (区分番号I009、I
009-2及びI010に掲げるものを除く。
)、第9部手術又は第12部歯冠修復及び欠損補
綴 (区分番号M001から区分番号M003ま
でに掲げるもの (全身麻酔下で行うものを除く。
)に限る。) を行うに当たって、必要な医療
管理を行った場合に算定する。

2・3 (略)

B004-7及びB004-8～B006-3 (略)

B006-3-2 がん治療連携指導料 300点

注1 (略)

2 注1の規定に基づく計画策定病院への文書の
提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報
提供料^①、区分番号B011に掲げる診療情報
連携共有料及び区分番号B011-2に掲げる
連携強化診療情報提供料の費用は、所定点数に
含まれる。

3 (略)

B004-2～B004-4からB004-6まで (略)

B004-6-2 歯科治療時医療管理料 (1日につき) 45点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
しているものとして地方厚生局長等に届け出た保
険医療機関において、全身的な管理が必要な患
者に対し、第8部処置 (区分番号I009、I
009-2及びI010に掲げるものを除く。
)、第9部手術又は第12部歯冠修復及び欠損補
綴 (区分番号M001から区分番号M003ま
でに掲げるもの (全身麻酔下で行うものを除く。
)に限る。) を行うに当たって、必要な医療
管理を行った場合に算定する。

2・3 (略)

B004-7及びB004-8～B006-3 (略)

B006-3-2 がん治療連携指導料 300点

注1 (略)

2 注1の規定に基づく計画策定病院への文書の
提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報
提供料^①、区分番号B011に掲げる診療情報
連携共有料及び区分番号B011-2に掲げる
診療情報提供料^②の費用は、所定点数に含まれ
る。

3 (略)

B 0 0 6 - 3 - 3 (略)

B 0 0 6 - 3 - 4 療養・就労両立支援指導料

1・2 (略)

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患している患者に対して、当該患者と当該患者を使用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の内容を踏まえ、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、当該患者が勤務する事業場において選任されている労働安全衛生法第13条第1項に規定する産業医、同法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者、同法第12条に規定する衛生管理者若しくは同法第12条の2に規定する安全衛生推進者若しくは衛生推進者又は同法第13条の2の規定により労働者の健康管理等を行う保健師（以下「産業医等」という。）に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と療養の両立に必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定する。

2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、看護師社会福祉士、精神保健福祉士又は歯科医師と医師との連携の下に公認心理師が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。

4 (略)

B 0 0 6 - 3 - 5 こころの連携指導料(Ⅰ)

350点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して

B 0 0 6 - 3 - 3 (略)

B 0 0 6 - 3 - 4 療養・就労両立支援指導料

1・2 (略)

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患している患者に対して、当該患者と当該患者を使用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の内容を踏まえ、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、当該患者が勤務する事業場において選任されている労働安全衛生法第13条第1項に規定する産業医、同法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者、同法第12条に規定する衛生管理者若しくは同法第12条の2に規定する安全衛生推進者又は同法第13条の2の規定により労働者の健康管理等を行う保健師（以下「産業医等」という。）に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と療養の両立に必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定する。

2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、看護師又は社会福祉士が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。

4 (略)

(新設)

いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であつて、地域社会からの孤立の状況等により、精神疾患が増悪するおそれがあると認められるもの又は精神科若しくは心療内科を担当する医師による療養上の指導が必要であると判断されたものに対して、診療及び療養上必要な指導を行い、当該患者の同意を得て、精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関に対して当該患者に係る診療情報の文書による提供等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、患者1人につき月1回に限り算定する。

B007～B011（略）

B011-2 連携強化診療情報提供料 150点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす他の保険医療機関から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

2 注1に該当しない場合であつて、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める

B007～B011（略）

B011-2 診療情報提供料Ⅲ 150点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす他の保険医療機関から紹介された患者又は別に厚生労働大臣が定める患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

（新設）

外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所として都道府県が公表したものに限る。)である保険医療機関において、他の保険医療機関(許可病床の数が200未満の病院又は診療所に限る。)から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供了した場合(区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。)に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

3 注1及び注2に該当しない場合であって、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された妊娠中の患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供了した場合(区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない。)に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回(別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、産科若しくは産婦人科を標榜する保険医療機関から紹介された妊娠中の患者又は産科若しくは産婦人科を標榜する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された妊娠中の患者について、診療に基づき、頻回の情報提供の必要を認め、当該患者を紹介した他の保険医療機関に情報提供を行った場合は、注1の規定にかかわらず、月1回に限り算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、産科若しくは産婦人科を標榜する保険医療機関から紹介された注1に規定する別に厚生労働大臣が定める患者又は産科若しくは産婦人科を標榜する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された注1に規定する別に厚生労働大臣が定める患者について、診療に基づき、頻回の情報提供の必要を認め、当該患者を紹介した他の保険医療機関に情報提供を行った場合は、注1の規定にかかわらず、月1回に限り算定する。

医療機関に情報提供を行った場合にあっては、
月1回限り算定する。

4 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)
(同一の保険医療機関に対して紹介を行った場
合に限る。)を算定した月は、別に算定できな
い。

B011-3・B011-4 (略)

B011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料

12,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす
保険医療機関において、医科点数表の区分番号
D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリ
ング検査により得られた包括的なゲノムプロフ
ァイルの結果について、当該検査結果を医学的
に解釈するためのがん薬物療法又は遺伝医学に
関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺
伝カウンセリング技術を有する者等による検討
会での検討を経た上で患者に提供し、かつ、治
療方針等について文書を用いて当該患者に説明
した場合に、患者1人につき1回に限り算定す
る。

B012～B018 (略)

第2部 在宅医療

区分

C000 歯科訪問診療料(1日につき)

1～3 (略)

注1～3 (略)

4 1から3までを算定する患者(歯科訪問診療
料の注13に該当する場合を除く。)について、
当該患者に対する診療時間が20分未満の場合に
おける歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯

3 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)
(同一の保険医療機関に対して紹介を行った場
合に限る。)を算定した月は、別に算定できな
い。

B011-3・B011-4 (略)

(新設)

B012～B018 (略)

第2部 在宅医療

区分

C000 歯科訪問診療料(1日につき)

1～3 (略)

注1～3 (略)

4 1から3までを算定する患者(歯科訪問診療
料の注13に該当する場合を除く。)について、
当該患者に対する診療時間が20分未満の場合は
、それぞれの所定点数の100分の70に相当する

科訪問診療3についてはそれぞれ880点、253点又は111点を算定する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

イ・ロ (略)

5・6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める時間であって、入院中の患者以外の患者に対して診療に従事している時間において緊急に歯科訪問診療を行った場合、夜間（深夜を除く。）において歯科訪問診療を行った場合又は深夜において歯科訪問診療を行った場合は、緊急歯科訪問診療加算、夜間歯科訪問診療加算又は深夜歯科訪問診療加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 緊急歯科訪問診療加算

- (1) 歯科訪問診療1を算定する場合 425点
- (2) 歯科訪問診療2を算定する場合 140点
- (3) 歯科訪問診療3を算定する場合 70点

ロ 夜間歯科訪問診療加算

- (1) 歯科訪問診療1を算定する場合 850点
- (2) 歯科訪問診療2を算定する場合 280点
- (3) 歯科訪問診療3を算定する場合 140点

ハ 深夜歯科訪問診療加算

- (1) 歯科訪問診療1を算定する場合 1,700点
- (2) 歯科訪問診療2を算定する場合 560点
- (3) 歯科訪問診療3を算定する場合 280点

8～12 (略)

13 1から3までについて、在宅療養支援歯科診

点数により算定する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

イ・ロ (略)

5・6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める時間において、入院中の患者以外の患者に対して診療に従事している場合に緊急に行う歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3についてはそれぞれ425点、140点又は70点を、夜間（深夜を除く。）における歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3についてはそれぞれ850点、280点又は140点を、深夜における歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3についてはそれぞれ1,700点、560点又は280点を所定点数に加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

8～12 (略)

13 1から3までについて、在宅療養支援歯科診

療所1又は在宅療養支援歯科診療所2以外の診療所であって、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさないものにおいては、次に掲げる点数により算定する。

イ 初診時	264点
ロ 再診時	56点

14・15 (略)

16 1及び2について、地域歯科診療支援病院歯科初診料、在宅療養支援歯科診療所1又は在宅療養支援歯科診療所2に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の歯科衛生士等が、過去2月以内に区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定した患者であつて、当該歯科衛生指導の実施時に当該保険医療機関の歯科医師が情報通信機器を用いて口腔内の状態等を観察したものに対して、歯科訪問診療を実施した場合は、通信画像情報活用加算として、患者1人につき月1回に限り、30点を所定点数に加算する。

C001・C001-2 (略)

C001-3 歯科疾患在宅療養管理料

1 在宅療養支援歯科診療所1の場合	340点
2 在宅療養支援歯科診療所2の場合	230点
3 (略)	

注1～3 (略)

4 別の保険医療機関（歯科診療を行うものを除く。）から歯科治療における総合的医療管理が必要な患者であるとして文書による診療情報の提供を受けたものに対し、必要な管理及び療養上の指導等を行った場合は、在宅総合医療管理

療所1又は在宅療養支援歯科診療所2以外の診療所であって、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさないものにおいては、次に掲げる点数により算定する。

イ 初診時	261点
ロ 再診時	53点

14・15 (略)

(新設)

C001・C001-2 (略)

C001-3 歯科疾患在宅療養管理料

1 在宅療養支援歯科診療所1の場合	320点
2 在宅療養支援歯科診療所2の場合	250点
3 (略)	

注1～3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別の保険医療機関（歯科診療を行うものを除く。）から歯科治療における総合的医療管理が必要な患者であるとして文

加算として50点を所定点数に加算する。

5～7 (略)

C 0 0 1 - 4 (略)

C 0 0 1 - 4 - 2 在宅患者歯科治療時医療管理料 (1日につき)
45点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身的な管理が必要な患者に対し、第8部処置(区分番号I 0 0 9、I 0 0 9-2及びI 0 1 0に掲げるものを除く。)、第9部手術又は第12部歯冠修復及び欠損補綴(区分番号M 0 0 1からM 0 0 3まで又はM 0 0 3-3に掲げるもの(全身麻酔下で行うものを除く。)に限る。)を行うに当たって、必要な医療管理を行った場合に算定する。

2・3 (略)

C 0 0 1 - 5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
1 10歯未満 400点
2 10歯以上20歯未満 500点
3 20歯以上 600点

注1 当該保険医療機関の歯科医師が、区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者であって、摂食機能障害又は口腔機能低下症を有し、継続的な歯科疾患の管理が必要なものに対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、20分以上必要な指導管理を行った場合

書による診療情報の提供を受けたものに対し、必要な管理及び療養上の指導等を行った場合は、在宅総合医療管理加算として50点を所定点数に加算する。

5～7 (略)

C 0 0 1 - 4 (略)

C 0 0 1 - 4 - 2 在宅患者歯科治療時医療管理料 (1日につき)
45点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身的な管理が必要な患者に対し、第8部処置(区分番号I 0 0 9、I 0 0 9-2、I 0 1 0及びI 0 1 1-3に掲げるものを除く。)、第9部手術又は第12部歯冠修復及び欠損補綴(区分番号M 0 0 1からM 0 0 3まで又はM 0 0 3-3に掲げるもの(全身麻酔下で行うものを除く。)に限る。)を行うに当たって、必要な医療管理を行った場合に算定する。

2・3 (略)

C 0 0 1 - 5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
1 10歯未満 350点
2 10歯以上20歯未満 450点
3 20歯以上 550点

注1 当該保険医療機関の歯科医師が、区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者であって、摂食機能障害を有し、継続的な歯科疾患の管理が必要なものに対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、20分以上必要な指導管理を行った場合に、月4回に限り算

に、月4回に限り算定する。

2 区分番号D002に掲げる歯周病検査、区分番号D002-5に掲げる歯周病部分的再評価検査、区分番号D002-6に掲げる口腔細菌定量検査、区分番号I011に掲げる歯周基本治療、区分番号I011-2に掲げる歯周病定期治療、区分番号I011-2-3に掲げる歯周病重症化予防治療、区分番号I029-2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、区分番号I030に掲げる機械的歯面清掃処置及び区分番号H001に掲げる摂食機能療法は所定点数に含まれ、別に算定できない。

3・4 (略)

5 在宅療養支援歯科診療所1又は在宅療養支援歯科診療所2の歯科医師が、当該指導管理を実施した場合は、在宅療養支援歯科診療所加算1又は在宅療養支援歯科診療所加算2として、それぞれ145点又は80点を所定点数に加算する。ただし、注4に規定する加算を算定している場合は、算定できない。

6・7 (略)

C001-6 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 600点

注1 当該保険医療機関の歯科医師が、区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定した18歳未満の患者であって、継続的な歯科疾患の管理が必要なもの又は18歳に達した日前に当該管理料を算定した患者であって、同日以後も継続的な歯科疾患の管理が必要なものに対して、当該

定する。

2 区分番号D002に掲げる歯周病検査、区分番号D002-5に掲げる歯周病部分的再評価検査、区分番号I011に掲げる歯周基本治療、区分番号I011-2に掲げる歯周病定期治療、区分番号I011-2-2に掲げる歯周病定期治療、区分番号I011-2-3に掲げる歯周病重症化予防治療、区分番号I011-3に掲げる歯周基本治療、区分番号I029-2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、区分番号I030に掲げる機械的歯面清掃処置及び区分番号H001に掲げる摂食機能療法は所定点数に含まれ、別に算定できない。

3・4 (略)

5 在宅療養支援歯科診療所1又は在宅療養支援歯科診療所2の歯科医師が、当該指導管理を実施した場合は、在宅療養支援歯科診療所加算1又は在宅療養支援歯科診療所加算2として、それぞれ125点又は100点を所定点数に加算する。ただし、注4に規定する加算を算定している場合は、算定できない。

6・7 (略)

C001-6 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 450点

注1 当該保険医療機関の歯科医師が、区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定した15歳未満の患者であって、継続的な歯科疾患の管理が必要なものに対して、当該患者又はその家族の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、20分以上必要な指導管理

患者又はその家族の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、20分以上必要な指導管理を行った場合に、月4回に限り算定する。

2 区分番号D002に掲げる歯周病検査、区分番号D002-5に掲げる歯周病部分的再評価検査、区分番号D002-6に掲げる口腔細菌定量検査、区分番号H001に掲げる摂食機能療法、区分番号I011に掲げる歯周基本治療、区分番号I011-2に掲げる歯周病定期治療、区分番号I011-2-3に掲げる歯周病重症化予防治療、区分番号I029-2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置及び区分番号I030に掲げる機械的歯面清掃処置は所定点数に含まれ、別に算定できない。

3・4 (略)

5 在宅療養支援歯科診療所1又は在宅療養支援歯科診療所2の歯科医師が、当該指導管理を実施した場合は、在宅療養支援歯科診療所加算1又は在宅療養支援歯科診療所加算2として、それぞれ145点又は80点を加算する。ただし、注4に規定する加算を算定している場合は、算定できない。

6・7 (略)

C002 救急搬送診療料 1,300点

注1・2 (略)

3 注1に規定する場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、重篤な患者に対して当該診療を行った場合には、重症患者搬送加算として、1,800点を所定点

を行った場合に、月4回に限り算定する。

2 区分番号D002に掲げる歯周病検査、区分番号H001に掲げる摂食機能療法、区分番号I011に掲げる歯周基本治療、区分番号I011-3に掲げる歯周基本治療処置、区分番号I029-2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置及び区分番号I030に掲げる機械的歯面清掃処置は所定点数に含まれ、別に算定できない。

3・4 (略)

5 在宅療養支援歯科診療所1又は在宅療養支援歯科診療所2の歯科医師が、当該指導管理を実施した場合は、在宅療養支援歯科診療所加算1又は在宅療養支援歯科診療所加算2として、それぞれ125点又は100点を加算する。ただし、注4に規定する加算を算定している場合は、算定できない。

6・7 (略)

C002 救急搬送診療料 1,300点

注1・2 (略)

(新設)

数に加算する。

C 003～C 008 (略)

第3部 検査

通則

(略)

第1節 検査料

区分

(歯科一般検査)

D 000～D 002-5 (略)

D 002-6 口腔細菌定量検査（1回につき） 130点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、口腔細菌定量検査を行った場合に、月2回に限り算定する。

2 同一の患者につき1月以内に口腔細菌定量検査を2回以上行った場合は、第2回目以後の検査については所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

3 区分番号D 002に掲げる歯周病検査又は区分番号D 002-5に掲げる歯周病部分的再評価検査を算定した月は、別に算定できない。

D 003からD 008まで・D 009 (略)

D 010 歯冠補綴時色調採得検査（1枚につき） 10点

注 前歯部に対し、区分番号M 011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M 011-2に掲げるレジン前装チタン冠、区分番号M 015の2に掲げる硬質レジンジャケット冠又は区分番号M 015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作する場合において、硬質レジン部の色調を決定することを目的として、色調見本とともに当該歯冠補綴を行う部位の口腔内写真を撮影した場合に算定する。

C 003～C 008 (略)

第3部 検査

通則

(略)

第1節 検査料

区分

(歯科一般検査)

D 000～D 002-5 (略)

(新設)

D 003からD 008まで・D 009 (略)

D 010 歯冠補綴時色調採得検査（1枚につき） 10点

注 前歯部に対し、区分番号M 011に掲げるレジン前装金属冠又は区分番号M 015の2に掲げる硬質レジンジャケット冠を製作する場合において、硬質レジン部の色調を決定することを目的として、色調見本とともに当該歯冠補綴を行う部位の口腔内写真を撮影した場合に算定する。

D 0 1 1～D 0 1 4 (略)

第2節 (略)

第4部 画像診断

通則

1～4 (略)

5 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、電子画像管理加算として、第1号から第3号までにより算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。ただし、この場合においては、フィルムの費用は算定できない。

イ～ハ (略)

二 歯科部分パノラマ断層撮影の場合 (1口腔¹回につき)

10点

ホ その他の場合

60点

6 区分番号E 0 0 0に掲げる写真診断(1のイ、2のロ及び3に係るものを除く。)及び区分番号E 2 0 0に掲げる基本的エックス線診断料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、歯科画像診断管理加算1として月1回に限り70点を所定点数に加算する。ただし、歯科画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。

7 (略)

8 遠隔画像診断による画像診断(区分番号E 0 0 0に掲げる写真診断(1のイ、2のロ及び3に係るものを除く。)又は区分番号E 2 0 0に掲げる基本的エックス線診断料に限る。)を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が通則第6号の届出を行った保

D 0 1 1～D 0 1 4 (略)

第2節 (略)

第4部 画像診断

通則

1～4 (略)

5 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、電子画像管理加算として、第1号から第3号までにより算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。ただし、この場合においては、フィルムの費用は算定できない。

イ～ハ (略)

(新設)

二 その他の場合

60点

6 区分番号E 0 0 0に掲げる写真診断(1のイ及び3に係るものを除く。)及び区分番号E 2 0 0に掲げる基本的エックス線診断料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、歯科画像診断管理加算1として月1回に限り70点を所定点数に加算する。ただし、歯科画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。

7 (略)

8 遠隔画像診断による画像診断(区分番号E 0 0 0に掲げる写真診断(1のイ及び3に係るものを除く。)又は区分番号E 2 0 0に掲げる基本的エックス線診断料に限る。)を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が通則第6号の届出を行った保険医療

險医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、月1回に限り歯科画像診断管理加算1を算定する。ただし、歯科画像診断管理加算2を算定する場合は、この限りでない。

9~11 (略)

第1節 診断料

区分

E 0 0 0 写真診断

1 (略)

2 特殊撮影

イ (略)

ロ 歯科部分パノラマ断層撮影 (1口腔1回につき) 20点

ハ イ及びロ以外の場合 (一連につき)

96点

3・4 (略)

注1 一連の症状を確認するため、同一部位に対して撮影を行った場合における2枚目以降の撮影に係る写真診断(2のイ及びハ並びに3に係るもの除去。)の費用については、各区分の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

2 (略)

第2節 撮影料

区分

E 1 0 0 齒、歯周組織、頸骨、口腔軟組織

1 (略)

2 特殊撮影

イ (略)

ロ 歯科部分パノラマ断層撮影の場合 (1口腔1

機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、月1回に限り歯科画像診断管理加算1を算定する。ただし、歯科画像診断管理加算2を算定する場合は、この限りでない。

9~11 (略)

第1節 診断料

区分

E 0 0 0 写真診断

1 (略)

2 特殊撮影

イ (略)

(新設)

ロ 歯科パノラマ断層撮影以外の場合 (一連につき) 96点

3・4 (略)

注1 一連の症状を確認するため、同一部位に対して撮影を行った場合における2枚目以降の撮影に係る写真診断(2及び3に係るもの除く。)の費用については、各区分の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

2 (略)

第2節 撮影料

区分

E 1 0 0 齒、歯周組織、頸骨、口腔軟組織

1 (略)

2 特殊撮影

イ (略)

(新設)

回につき)

ハ イ及びロ以外の場合 (一連につき)

28点

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

注1~4 (略)

E 1 O 1 (略)

第3節・第4節 (略)

第5部 (略)

第6部 注射

通則

1~5 (略)

6 区分番号G 0 0 1に掲げる静脈内注射、G 0 0 2に掲げる動脈注射、G 0 0 4に掲げる点滴注射、G 0 0 5に掲げる中心静脈注射又はG 0 0 6に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（悪性腫瘍を主病とする患者を除く。）に対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。

イ 外来化学療法加算 1

(1) 15歳未満の患者の場合

670点

(削る)

(削る)

(2) 15歳以上の患者の場合

450点

(削る)

(削る)

ロ 外来化学療法加算 2

ハ 歯科パノラマ断層撮影以外の場合 (一連につき)

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

注1~4 (略)

E 1 O 1 (略)

第3節・第4節 (略)

第5部 (略)

第6部 注射

通則

1~5 (略)

6 区分番号G 0 0 1に掲げる静脈内注射、G 0 0 2に掲げる動脈注射、G 0 0 3に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G 0 0 4に掲げる点滴注射、G 0 0 5に掲げる中心静脈注射又はG 0 0 6に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（あって悪性腫瘍等の患者であるもの）に対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。

イ 外来化学療法加算 1

(1) 抗悪性腫瘍剤を注射した場合

820点

(2) 15歳以上

600点

(2) 抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合

670点

(2) 15歳以上

450点

ロ 外来化学療法加算 2

<table border="0"> <tr> <td><u>(1)</u> 15歳未満の患者の場合</td> <td style="text-align: right;">640点</td> </tr> <tr> <td> (削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(2)</u> 15歳以上の患者の場合</td> <td style="text-align: right;">370点</td> </tr> <tr> <td> (削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (削る)</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>7 前号に規定する場合であって、当該患者に対し、バイオ後続品に係る説明を行い、バイオ後続品を使用した場合は、バイオ後続品導入初期加算として、当該バイオ後続品の初回の使用日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り150点を更に所定点数に加算する。</u></p> <p>8・9 (略) 第1節 注射料</p> <p>通則 (略) 第1款 注射実施料</p> <p>区分 G 0 0 0 皮内、皮下及び筋肉内注射（1回につき） <u>22点</u> 注 (略)</p> <p>G 0 0 1 静脈内注射（1回につき） <u>34点</u> 注 1 (略) 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、<u>48点</u>を所定点数に加算する。 3 (略)</p>	<u>(1)</u> 15歳未満の患者の場合	640点	(削る)		(削る)		<u>(2)</u> 15歳以上の患者の場合	370点	(削る)		(削る)		(削る)		<table border="0"> <tr> <td><u>(1)</u> 抗悪性腫瘍剤を注射した場合</td> <td style="text-align: right;">740点</td> </tr> <tr> <td> ① 15歳未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ② 15歳以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(2)</u> 抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合</td> <td style="text-align: right;">470点</td> </tr> <tr> <td> ① 15歳未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ② 15歳以上</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前号のイの(1)を算定した患者に対して、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、副作用の発現状況、治療計画等を文書により提供した上で、患者の状態を踏まえて必要な指導を行った場合に、連携充実加算として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>8・9 (略) 第1節 注射料</p> <p>通則 (略) 第1款 注射実施料</p> <p>区分 G 0 0 0 皮内、皮下及び筋肉内注射（1回につき） <u>20点</u> 注 (略)</p> <p>G 0 0 1 静脈内注射（1回につき） <u>32点</u> 注 1 (略) 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、<u>45点</u>を所定点数に加算する。 3 (略)</p>	<u>(1)</u> 抗悪性腫瘍剤を注射した場合	740点	① 15歳未満		② 15歳以上		<u>(2)</u> 抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合	470点	① 15歳未満		② 15歳以上	
<u>(1)</u> 15歳未満の患者の場合	640点																										
(削る)																											
(削る)																											
<u>(2)</u> 15歳以上の患者の場合	370点																										
(削る)																											
(削る)																											
(削る)																											
<u>(1)</u> 抗悪性腫瘍剤を注射した場合	740点																										
① 15歳未満																											
② 15歳以上																											
<u>(2)</u> 抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合	470点																										
① 15歳未満																											
② 15歳以上																											

G 0 0 2 ・ G 0 0 3 (略)

G 0 0 4 点滴注射 (1日につき)

- | | |
|--|-------------|
| 1 6歳未満の乳幼児に対するもの（1日分の注射量が100mL以上の場合） | <u>101点</u> |
| 2 1に掲げる者以外の者に対するもの（1日分の注射量が500mL以上の場合） | <u>99点</u> |
| 3 その他の場合（入院中の患者以外の患者に限る。） | <u>50点</u> |

注1 (略)

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、46点を所定点数に加算する。

3・4 (略)

G 0 0 5～G 0 0 8 (略)

第2款 (略)

第2節・第3節 (略)

第7部 リハビリテーション

通則

(略)

第1節 リハビリテーション料

区分

H 0 0 0～H 0 0 0－3 (略)

H 0 0 1 摂食機能療法 (1日につき)

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な指導管理を行った場合は、摂食嚥下機能回復体制加算として、当該基準に係る区分に従い、患者（ハについては、療養病棟入院料1又は療養病棟入院料2を現に算定している

G 0 0 2 ・ G 0 0 3 (略)

G 0 0 4 点滴注射 (1日につき)

- | | |
|--|------------|
| 1 6歳未満の乳幼児に対するもの（1日分の注射量が100mL以上の場合） | <u>99点</u> |
| 2 1に掲げる者以外の者に対するもの（1日分の注射量が500mL以上の場合） | <u>98点</u> |
| 3 その他の場合（入院中の患者以外の患者に限る。） | <u>49点</u> |

注1 (略)

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、45点を所定点数に加算する。

3・4 (略)

G 0 0 5～G 0 0 8 (略)

第2款 (略)

第2節・第3節 (略)

第7部 リハビリテーション

通則

(略)

第1節 リハビリテーション料

区分

H 0 0 0～H 0 0 0－3 (略)

H 0 0 1 摂食機能療法 (1日につき)

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の保険医、看護師、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士等が共同して、摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な指導管理を行った場合に、摂食嚥下支援加算として、週1回に限り200点を所定点数に

ものに限る。) 1人につき週1回に限り次に掲げる点数を所定点数に加算する。	
イ 摂食嚥下機能回復体制加算 1	210点
ロ 摂食嚥下機能回復体制加算 2	190点
ハ 摂食嚥下機能回復体制加算 3	120点
4 (略)	
H 0 0 1 - 2 ~ H 0 0 8 (略)	
第2節 (略)	
第8部 処置	
通則	
(略)	
第1節 処置料	
区分	
(歯の疾患の処置)	
I 0 0 0 ~ I 0 0 0 - 3 (略)	
I 0 0 1 齒髄保護処置 (1歯につき)	
1 齒髄温存療法	190点
2 直接歯髄保護処置	152点
3 間接歯髄保護処置	36点
注1 (略)	
2 特定薬剤の費用及び特定保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
I 0 0 1 - 2 ~ I 0 0 4 (略)	
I 0 0 5 抜髓 (1歯につき)	
1 単根管	232点
2 2根管	424点
3 3根管以上	598点
注1～3 (略)	
I 0 0 6 感染根管処置 (1歯につき)	
1 単根管	158点
2 2根管	308点

加算する。	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
4 (略)	
H 0 0 1 - 2 ~ H 0 0 8 (略)	
第2節 (略)	
第8部 処置	
通則	
(略)	
第1節 処置料	
区分	
(歯の疾患の処置)	
I 0 0 0 ~ I 0 0 0 - 3 (略)	
I 0 0 1 齒髄保護処置 (1歯につき)	
1 齒髄温存療法	188点
2 直接歯髄保護処置	150点
3 間接歯髄保護処置	34点
注1 (略)	
2 特定薬剤及び特定保険医療材料の費用は、所定点数に含まれる。	
I 0 0 1 - 2 ~ I 0 0 4 (略)	
I 0 0 5 抜髓 (1歯につき)	
1 単根管	230点
2 2根管	422点
3 3根管以上	596点
注1～3 (略)	
I 0 0 6 感染根管処置 (1歯につき)	
1 単根管	156点
2 2根管	306点

	3 3根管以上	<u>448点</u>		3 3根管以上	<u>446点</u>
	注 (略)			注 (略)	
I 0 0 7	根管貼薬処置 (1歯1回につき)		I 0 0 7	根管貼薬処置 (1歯1回につき)	
1 単根管	<u>32点</u>		1 単根管	<u>30点</u>	
2 2根管	<u>40点</u>		2 2根管	<u>38点</u>	
3 3根管以上	<u>56点</u>		3 3根管以上	<u>54点</u>	
注 (略)			注 (略)		
I 0 0 8	(略)		I 0 0 8	(略)	
I 0 0 8-2 加圧根管充填処置 (1歯につき)			I 0 0 8-2 加圧根管充填処置 (1歯につき)		
1 単根管	<u>138点</u>		1 単根管	<u>136点</u>	
2 2根管	<u>166点</u>		2 2根管	<u>164点</u>	
3 3根管以上	<u>210点</u>		3 3根管以上	<u>208点</u>	
注 1~3 (略)			注 1~3 (略)		
	<u>4 注3に規定する場合であって、Ni-Tiロータリーファイルを用いて根管治療を行った場合は、Ni-Tiロータリーファイル加算として、150点を更に所定点数に加算する。</u>			(新設)	
	(外科後処置)			(外科後処置)	
I 0 0 9~I 0 0 9-5	(略)		I 0 0 9~I 0 0 9-5	(略)	
	(歯周組織の処置)			(歯周組織の処置)	
I 0 1 0	<u>歯周病処置 (1口腔¹²1回につき)</u>	<u>14点</u>	I 0 1 0	<u>歯周疾患処置 (1口腔¹²1回につき)</u>	<u>14点</u>
	注 (略)			注 (略)	
I 0 1 1	歯周基本治療		I 0 1 1	歯周基本治療	
1・2 (略)			1・2 (略)		
(削る)					
	注 1・2 (略)				
	3 区分番号 I 0 1 1-2 に掲げる歯周病定期治療又は区分番号 I 0 1 1-2-3 に掲げる歯			3 区分番号 I 0 1 1-2 に掲げる歯周病定期治療 ^{II} 、区分番号 I 0 1 1-2-2 に掲げる歯	

周病重症化予防治療を開始した日以降は、算定できない。

4・5 (略)

6 区分番号D 0 0 2 - 6に掲げる口腔細菌定量検査に基づく歯周基本治療については、1により算定する。

I 0 1 1 - 2 歯周病定期治療

1～3 (略)

注1 一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するためのプラークコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃等の継続的な治療（以下この表において「歯周病定期治療」という。）を開始した場合は、それぞれの区分に従い月1回に限り算定する。

2 2回目以降の歯周病定期治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合等の歯周病定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合又はかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において歯周病定期治療を開始した場合は、この限りでない。

3 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において歯周病定期治療を開始した場合は、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算として、120点を所定点数に加算する。

4 歯周病定期治療を開始した後、病状の変化により歯周外科手術を実施した場合は、歯周精

周病定期治療Ⅱ又は区分番号 I 0 1 1 - 2 - 3に掲げる歯周病重症化予防治療を開始した日以降は、算定できない。

4・5 (略)

(新設)

I 0 1 1 - 2 歯周病定期治療Ⅱ

1～3 (略)

注1 一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するためのプラークコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃等の継続的な治療（以下この表において「歯周病定期治療Ⅱ」という。）を開始した場合は、それぞれの区分に従い月1回に限り算定する。

2 2回目以降の歯周病定期治療Ⅱの算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合等の歯周病定期治療Ⅱの治療間隔の短縮が必要とされる場合は、この限りでない。

(新設)

3 歯周病定期治療Ⅱを開始した後、病状の変化により歯周外科手術を実施した場合は、歯周

密検査により再び病状が安定し継続的な治療が必要であると判断されるまでの間は、歯周病定期治療は算定できない。

- 5 歯周病定期治療を開始した日以降に歯周外科手術を実施した場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
- 6 歯周病重症化予防治療を算定した月は算定できない。

I 0 1 1 - 2 - 2 削除

精密検査により再び病状が安定し継続的な治療が必要であると判断されるまでの間は、歯周病定期治療Ⅱは算定できない。

- 4 歯周病定期治療Ⅱを開始した日以降に歯周外科手術を実施した場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
- 5 歯周病定期治療Ⅱ又は歯周病重症化予防治療を算定した月は算定できない。

I 0 1 1 - 2 - 2 歯周病定期治療Ⅱ

1	<u>1歯以上10歯未満</u>	380点
2	<u>10歯以上20歯未満</u>	550点
3	<u>20歯以上</u>	830点

注1 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において、一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するためのプラクコントロール、歯周病検査、口腔内写真撮影、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃等の継続的な治療（以下この表において「歯周病定期治療Ⅱ」という。）を開始した場合は、それぞれの区分に従い、月1回に限り算定する。

- 2 歯周病定期治療Ⅱを開始した後、病状の変化により歯周外科手術を実施した場合は、歯周精密検査により再び病状が安定し継続的な治療が必要であると判断されるまでの間は、歯周病定期治療Ⅱに係る費用は算定できない。
- 3 歯周病定期治療Ⅱを開始した日以降に歯周外科手術を実施した場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
- 4 歯周病定期治療Ⅱ又は歯周病重症化予防治療

I 011-2-3 歯周病重症化予防治療

1～3 (略)

注1・2 (略)

3 歯周病定期治療を算定した月は算定できない。

I 011-3 削除

(その他の処置)

I 014～I 018 (略)

I 019 歯冠修復物又は補綴物の除去 (1歯につき)

1 (略)

2 困難なもの

48点

3 著しく困難なもの

80点

I 020～I 026 (略)

I 027 人工呼吸

1・2 (略)

3 5時間を超えた場合 (1日につき)

イ 14日目まで

950点

ロ 15日目以降

815点

注1 (略)

2 気管内挿管が行われている患者に対して、意識状態に係る評価を行った場合は、覚醒試験加

療を算定した月は算定できない。

I 011-2-3 歯周病重症化予防治療

1～3 (略)

注1・2 (略)

3 歯周病定期治療Ⅰ又は歯周病定期治療Ⅱを算定した月は算定できない。

I 011-3 歯周基本治療処置 (1口腔につき) 10点

注1 区分番号 I 011 に掲げる歯周基本治療を行った部位に対して、薬剤により歯周疾患の処置 (区分番号 I 010 に掲げる歯周疾患処置を除く。) を行った場合は、月 1 回に限り算定する。

2 区分番号 I 010 に掲げる歯周疾患処置を算定した月は、歯周基本治療処置は別に算定できない。

3 薬剤に係る費用は、所定点数に含まれる。

(その他の処置)

I 014～I 018 (略)

I 019 歯冠修復物又は補綴物の除去 (1歯につき)

1 (略)

2 困難なもの

42点

3 著しく困難なもの

70点

I 020～I 026 (略)

I 027 人工呼吸

1・2 (略)

3 5時間を超えた場合 (1日につき) 819点

(新設)

(新設)

注 (略)

(新設)

算として、当該治療の開始日から起算して14日を限度として、1日につき100点を所定点数に加算する。

3 注2の場合において、当該患者に対して人工呼吸器からの離脱のために必要な評価を行った場合は、離脱試験加算として、1日につき60点を更に所定点数に加算する。

I 0 2 8 (略)

I 0 2 9 周術期等専門的口腔衛生処置（1口腔につき）

1 周術期等専門的口腔衛生処置 1 100点

2 周術期等専門的口腔衛生処置 2 110点

注1～5 (略)

I 0 2 9 - 2 在宅等療養患者専門的口腔衛生処置（1口腔につき） 130点

注1～3 (略)

I 0 2 9 - 3 (略)

I 0 3 0 機械的歯面清掃処置（1口腔につき） 72点

注1 (略)

2 区分番号B 0 0 0 - 4に掲げる歯科疾患管理料の注10に規定する加算、区分番号I 0 1 1 - 2に掲げる歯周病定期治療、区分番号I 0 1 1 - 2 - 3に掲げる歯周病重症化予防治療、区分番号I 0 2 9 - 2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置又は区分番号I 0 3 0 - 2に掲げる非経口摂取患者口腔粘膜処置を算定した月は算定できない。

I 0 3 0 - 2 非経口摂取患者口腔粘膜処置（1口腔につき）

110点

注1 (略)

2 非経口摂取患者口腔粘膜処置を算定した月に

(新設)

I 0 2 8 (略)

I 0 2 9 周術期等専門的口腔衛生処置（1口腔につき）

1 周術期等専門的口腔衛生処置 1 92点

2 周術期等専門的口腔衛生処置 2 100点

注1～5 (略)

I 0 2 9 - 2 在宅等療養患者専門的口腔衛生処置（1口腔につき） 120点

注1～3 (略)

I 0 2 9 - 3 (略)

I 0 3 0 機械的歯面清掃処置（1口腔につき） 70点

注1 (略)

2 区分番号B 0 0 0 - 4に掲げる歯科疾患管理料の注10に規定する加算、区分番号I 0 1 1 - 2に掲げる歯周病定期治療Ⅰ、区分番号I 0 1 1 - 2 - 2に掲げる歯周病定期治療Ⅱ、区分番号I 0 1 1 - 2 - 3に掲げる歯周病重症化予防治療、区分番号I 0 2 9 - 2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置又は区分番号I 0 3 0 - 2に掲げる非経口摂取患者口腔粘膜処置を算定した月は算定できない。

I 0 3 0 - 2 非経口摂取患者口腔粘膜処置（1口腔につき） 100点

注1 (略)

2 非経口摂取患者口腔粘膜処置を算定した月に

おいて、区分番号 I 0 1 0 に掲げる歯周病処置、区分番号 I 0 1 1 に掲げる歯周基本治療、区分番号 I 0 1 1 - 2 に掲げる歯周病定期治療、区分番号 I 0 1 1 - 2 - 3 に掲げる歯周病重症化予防治療、区分番号 I 0 2 9 に掲げる周術期等専門的口腔衛生処置、区分番号 I 0 2 9 - 2 に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置及び区分番号 I 0 3 0 に掲げる機械的歯面清掃処置は別に算定できない。

I 0 3 1 フッ化物歯面塗布処置（1 口腔につき）

1 (略)

2 初期の根面う蝕に罹患している患者の場合

110点

3 (略)

注1 (略)

2 2については、区分番号 C 0 0 0 に掲げる歯科訪問診療料を算定し、初期の根面う蝕に罹患している在宅等で療養を行う患者又は区分番号 B 0 0 0 - 4 に掲げる歯科疾患管理料（注10に規定するエナメル質初期う蝕管理加算を算定した場合を除く。）を算定し、初期の根面う蝕に罹患している65歳以上の患者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、2回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行なった場合に限り、月1回に限り算定する。

3 (略)

おいて、区分番号 I 0 1 0 に掲げる歯周疾患処置、区分番号 I 0 1 1 に掲げる歯周基本治療、区分番号 I 0 1 1 - 2 に掲げる歯周病定期治療、区分番号 I 0 1 1 - 2 - 2 に掲げる歯周病定期治療、区分番号 I 0 1 1 - 2 - 3 に掲げる歯周病重症化予防治療、区分番号 I 0 1 1 - 3 に掲げる歯周基本治療、区分番号 I 0 2 9 に掲げる周術期等専門的口腔衛生処置、区分番号 I 0 2 9 - 2 に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置及び区分番号 I 0 3 0 に掲げる機械的歯面清掃処置は別に算定できない。

I 0 3 1 フッ化物歯面塗布処置（1 口腔につき）

1 (略)

2 在宅等療養患者の場合

110点

3 (略)

注1 (略)

2 2については、区分番号 C 0 0 0 に掲げる歯科訪問診療料を算定し、初期の根面う蝕に罹患している在宅等で療養を行う患者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、2回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行なった場合に限り、月1回に限り算定する。

3 (略)

第2節～第4節 (略)

第9部 手術

通則

1～16 (略)

17 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、手術の前後に必要な栄養管理を行った場合であって、医科点数表の区分番号L 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術を行った場合は、周術期栄養管理実施加算として、270点を所定点数に加算する。この場合において、当該加算は医科点数表の第2章第10部の通則第20号の例により算定する。

第1節 手術料

区分

J 0 0 0 拔歯手術（1歯につき）

1	(略)
2	前歯 <u>160点</u>
3	臼歯 <u>270点</u>
4	埋伏歯 <u>1,080点</u>

注1 2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難拔歯加算として、230点を所定点数に加算する。

2 (略)

3 4については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、130点を所定点数に加算する。

4 (略)

J 0 0 0－2～J 0 1 7 (略)

J 0 1 7－2 甲状腺嚢胞摘出術 10,050点

J 0 1 8 舌悪性腫瘍手術

第2節～第4節 (略)

第9部 手術

通則

1～16 (略)

(新設)

第1節 手術料

区分

J 0 0 0 拔歯手術（1歯につき）

1	(略)
2	前歯 <u>155点</u>
3	臼歯 <u>265点</u>
4	埋伏歯 <u>1,054点</u>

注1 2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難拔歯加算として、210点を所定点数に加算する。

2 (略)

3 4については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、120点を所定点数に加算する。

4 (略)

J 0 0 0－2～J 0 1 7 (略)

J 0 1 7－2 甲状腺嚢胞摘出術 8,970点

J 0 1 8 舌悪性腫瘍手術

1 (略)		1 (略)	
2 垂全摘	<u>84,080点</u>	2 垂全摘	<u>75,070点</u>
J 019～J 026 (略)		J 019～J 026 (略)	
J 027 頬、口唇、舌小帯形成術	<u>630点</u>	J 027 頬、口唇、舌小帯形成術	<u>560点</u>
J 028・J 029 (略)		J 028・J 029 (略)	
J 030 口唇腫瘍摘出術		J 030 口唇腫瘍摘出術	
1 粘液囊胞摘出術	<u>1,020点</u>	1 粘液囊胞摘出術	<u>910点</u>
2 (略)		2 (略)	
J 031 (略)		J 031 (略)	
J 032 口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除	<u>121,740点</u>	J 032 口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除	<u>108,700点</u>
J 033～J 052 (略)		J 033～J 052 (略)	
J 053 唾石摘出術 (一連につき)		J 053 唾石摘出術 (一連につき)	
1 表在性のもの	<u>720点</u>	1 表在性のもの	<u>640点</u>
2・3 (略)		2・3 (略)	
注 (略)		注 (略)	
J 054～J 062 (略)		J 054～J 062 (略)	
J 063 歯周外科手術		J 063 歯周外科手術	
1～5 (略)		1～5 (略)	
6 歯肉歯槽粘膜形成手術		6 歯肉歯槽粘膜形成手術	
イ 歯肉弁根尖側移動術	<u>770点</u>	イ 歯肉弁根尖側移動術	<u>600点</u>
ロ 歯肉弁歯冠側移動術	<u>770点</u>	ロ 歯肉弁歯冠側移動術	<u>600点</u>
ハ～ホ (略)		ハ～ホ (略)	
注1・2 (略)		注1・2 (略)	
3 区分番号 I 011-2 に掲げる歯周病定期治療を開始した日以降に実施する場合は、所定点数（注1の加算を含む。）の100分の50に相当する点数により算定する。		3 区分番号 I 011-2 に掲げる歯周病定期治療 ^① 又は区分番号 I 011-2-2 に掲げる歯周病定期治療 ^② を開始した日以降に実施する場合は、所定点数（注1の加算を含む。）の100分の50に相当する点数により算定する。	
4～6 (略)		4～6 (略)	
J 063-2～J 074 (略)		J 063-2～J 074 (略)	
J 075 下顎骨形成術		J 075 下顎骨形成術	

	一トル未満) <u>500点</u>		一トル未満) <u>450点</u>
6 筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満）	<u>560点</u>	6 筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満）	<u>500点</u>
7 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満）	<u>1,060点</u>	7 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満）	<u>950点</u>
8 筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）	<u>1,950点</u>	8 筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）	<u>1,740点</u>
注1～3 (略)		注1～3 (略)	
J 085 デブリードマン		J 085 デブリードマン	
1 100平方センチメートル未満	<u>1,410点</u>	1 100平方センチメートル未満	<u>1,260点</u>
2 100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	<u>4,820点</u>	2 100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	<u>4,300点</u>
注1・2 (略)		注1・2 (略)	
J 086～J 092 (略)		J 086～J 092 (略)	
J 093 遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	<u>105,800点</u>	J 093 遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	<u>94,460点</u>
J 094～J 099-2 (略)		J 094～J 099-2 (略)	
J 100 血管移植術、バイパス移植術		J 100 血管移植術、バイパス移植術	
1 頭、頸部動脈	<u>61,660点</u>	1 頭、頸部動脈	<u>55,050点</u>
2 (略)		2 (略)	
J 100-2～J 105 (略)		J 100-2～J 105 (略)	
J 106 気管切開術	<u>3,450点</u>	J 106 気管切開術	<u>3,080点</u>
J 107～J 110 (略)		J 107～J 110 (略)	
第2節 (略)		第2節 (略)	
第3節 手術医療機器等加算		第3節 手術医療機器等加算	
区分		区分	
J 200-3～J 200-4-4 (略)		J 200-3～J 200-4-4 (略)	
J 200-5 画像等手術支援加算		J 200-5 画像等手術支援加算	
1・2 (略)		1・2 (略)	
3 患者適合型手術支援ガイドによるもの	<u>2,000点</u>	(新設)	

注1 1については、区分番号J086からJ087－2まで及びJ109に掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定する。

2 2については、区分番号J019の2、J038からJ043まで、J068からJ070－2まで、J072及びJ075からJ076までに掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に算定する。

3 3については、区分番号J040からJ042まで及び区分番号J075に掲げる手術に当たって、患者適合型手術支援ガイドによる支援を行った場合に算定する。

J200-6 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算 5,190点
第4節～第6節 (略)

第10部 麻酔

通則

(略)

第1節 麻酔料

区分

K000～K003 (略)

K004 歯科麻酔管理料 750点

注1 (略)

2 区分番号J018の2、J093及びJ096に掲げる手術に当たって、医科点数表の区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の実施時間が8時間を超えた場合は、長時間麻酔管理加算として、5,500点を所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

注1 1については、区分番号J086からJ087－2までに掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定する。

2 2については、区分番号J019の2、J038からJ043まで、J068からJ070－2まで、J072及J075及J076に掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に算定する。

(新設)

第4節～第6節 (略)

第10部 麻酔

通則

(略)

第1節 麻酔料

区分

K000～K003 (略)

K004 歯科麻酔管理料 750点

注 (略)

(新設)

(新設)

険医療機関に入院している患者に対して、当該保険医療機関の薬剤師が、病棟等において薬剤関連業務を実施している薬剤師等と連携して、周術期に必要な薬学的管理を行った場合は、周術期薬剤管理加算として、75点を所定点数に加算する。

第2節 (略)

第3節 特定保険医療材料料

区分

K 2 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第11部 放射線治療

通則

(略)

第1節 放射線治療管理・実施料

区分

L 0 0 0～L 0 0 1－2 (略)

L 0 0 1－3 ホウ素中性子捕捉療法 (一連につき)

187,500点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して行われる場合に限り算定する。

2 ホウ素中性子捕捉療法の適応判定体制に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ホウ素中性子捕捉療法の適応判定に係る検討が実施された場合には、ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算として、40,000点を所定点数に加算する。

第2節 (略)

第3節 特定保険医療材料料

区分

K 2 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は別に厚生労働大臣が定める。

第11部 放射線治療

通則

(略)

第1節 放射線治療管理・実施料

区分

L 0 0 0～L 0 0 1－2 (略)

(新設)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ホウ素中性子捕捉療法に関する専門の知識を有する歯科医師又は医師が策定した照射計画に基づく医学的管理を行った場合には、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算として、10,000点を所定点数に加算する。

4 体外照射用固定器具を使用した場合は、体外照射用固定器具加算として、1,000点を所定点数に加算する。

L 0 0 2～L 0 0 4 (略)

第2節 (略)

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

1～3 (略)

4 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して、第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、全身麻醉下で行った場合を除き、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。ただし、通則第6号又は第7号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 歯冠修復及び欠損補綴 (区分番号M 0 0 0からM 0 0 0-3まで、M 0 0 3 (2のロ及びハに限る。)、M 0 0 3-3、M 0 0 6 (2のロに限る。)、M 0 1 0からM 0 1 0-3まで、M 0 1 0-4 (1に限る。)、M 0 1 1、M 0 1 1-2、M 0 1 5からM 0 1 5-3まで、M 0 1 7からM 0 2 1-2まで、M 0 2 1-3 (2に限る。)、M 0 2 2、M 0 2 3、M 0 2 5からM 0 2 6まで及びM 0 3 0を除く。)を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

L 0 0 2～L 0 0 4 (略)

第2節 (略)

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

1～3 (略)

4 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して、第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、全身麻醉下で行った場合を除き、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。ただし、通則第6号又は第7号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 歯冠修復及び欠損補綴 (区分番号M 0 0 0からM 0 0 0-3まで、M 0 0 3 (2のロ及びハに限る。)、M 0 0 3-3、区分番号M 0 0 6 (2のロに限る。)、M 0 1 0、M 0 1 1、M 0 1 5、M 0 1 5-2、M 0 1 7からM 0 2 6まで及びM 0 3 0を除く。)を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

5 (略)

6 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定する患者であって、同注6に規定する加算を算定しないものに対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。

イ (略)

ロ 区分番号M 0 2 1 - 3 (1に限る。) 及び区分番号M 0 2 9に掲げる有床義歯修理を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

7 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料及び同注6に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。

イ (略)

ロ 歯冠修復及び欠損補綴 (区分番号M 0 0 0からM 0 0 0 - 3まで、M 0 0 3 (2のロ及びハに限る。)、M 0 0 3 - 3、M 0 0 6 (2のロに限る。)、M 0 1 0からM 0 1 0 - 3まで、M 0 1 0 - 4 (1に限る。)、M 0 1 1、M 0 1 1 - 2、M 0 1 5からM 0 1 5 - 3まで、M 0 1 7からM 0 2 1 - 2まで、M 0 2 1 - 3 (2に限る。)、M 0 2 2、M 0 2 3、M 0 2 5からM 0 2 6まで及びM 0 3 0を除く。)を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

8・9 (略)

第1節 歯冠修復及び欠損補綴料

区分

(歯冠修復及び欠損補綴診療料)

M 0 0 0～M 0 0 0 - 3 (略)

M 0 0 1 歯冠形成 (1歯につき)

5 (略)

6 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定する患者であって、同注6に規定する加算を算定しないものに対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。

イ (略)

ロ 区分番号M 0 2 9に掲げる有床義歯修理を行った場合
所定点数の100分の50に相当する点数

7 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料及び同注6に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。

イ (略)

ロ 歯冠修復及び欠損補綴 (区分番号M 0 0 0からM 0 0 0 - 3まで、M 0 0 3 (2のロ及びハに限る。)、M 0 0 3 - 3、M 0 0 6 (2のロに限る。)、M 0 1 0、M 0 1 1、M 0 1 5、M 0 1 5 - 2、M 0 1 7からM 0 2 6まで及びM 0 3 0を除く。)を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

8・9 (略)

第1節 歯冠修復及び欠損補綴料

区分

(歯冠修復及び欠損補綴診療料)

M 0 0 0～M 0 0 0 - 3 (略)

M 0 0 1 歯冠形成 (1歯につき)

1～3 (略)

注1 (略)

2 1のイについて、前歯の4分の3冠、前歯のレジン前装金属冠及びレジン前装チタン冠のための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。

3 (略)

4 1のイについて、接着冠のための支台歯の歯冠形成は、接着冠形成加算として、490点を所定点数に加算する。

5 (略)

6 2のイについて、前歯の4分の3冠、前歯のレジン前装金属冠又はレジン前装チタン冠のための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。

7 (略)

(削る)

(削る)

8～10 (略)

M001-2・M001-3 (略)

M002 支台築造（1歯につき）

1 間接法

イ (略)

ロ ファイバーポストを用いた場合

(1) 大臼歯

196点

(2) 小臼歯及び前歯

170点

2 直接法

1～3 (略)

注1 (略)

2 1のイについて、前歯の4分の3冠、前歯のレジン前装金属冠及び接着ブリッジのための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。

3 (略)

(新設)

4 (略)

5 2のイについて、前歯の4分の3冠又は前歯のレジン前装金属冠のための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。

6 (略)

7 2のロについて、メタルコアにより支台築造した歯に対するものについては、30点を所定点数に加算する。

8 2のロについて、メタルコアにより支台築造した歯に対するものについては、30点を所定点数に加算する。

9～11 (略)

M001-2・M001-3 (略)

M002 支台築造（1歯につき）

1 間接法

イ (略)

ロ ファイバーポストを用いた場合

(1) 大臼歯

176点

(2) 小臼歯及び前歯

150点

2 直接法

<p>イ ファイバーポストを用いた場合</p> <p>(1) 大臼歯 <u>174点</u></p> <p>(2) 小臼歯及び前歯 <u>148点</u></p> <p>口 (略)</p> <p>注1・2 (略)</p> <p>M002-2 支台築造印象 (1歯につき) <u>50点</u></p> <p>注 (略)</p> <p>M003 (略)</p> <p>M003-2 テンポラリークラウン (1歯につき) 34点</p> <p>注1 テンポラリークラウンは、前歯部において、区分番号M001に掲げる歯冠形成のうち、レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠若しくはCAD/CAM冠に係る費用を算定した歯又はレジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠若しくはCAD/CAM冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、1歯につき1回に限り算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>M003-3 (略)</p> <p>M004 リティナー</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 広範囲顎骨支持型補綴 (ブリッジ形態のもの)</u> <u>の場合</u> <u>300点</u></p> <p>注 <u>3</u>については、保険医療材料料（別に厚生労働大臣が定める特定保険医療材料を除く。）は、所定点数に含まれる。</p> <p>M005 装着</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>イ ファイバーポストを用いた場合</p> <p>(1) 大臼歯 <u>154点</u></p> <p>(2) 小臼歯及び前歯 <u>128点</u></p> <p>口 (略)</p> <p>注1・2 (略)</p> <p>M002-2 支台築造印象 (1歯につき) <u>34点</u></p> <p>注 (略)</p> <p>M003 (略)</p> <p>M003-2 テンポラリークラウン (1歯につき) 34点</p> <p>注1 テンポラリークラウンは、前歯部において、区分番号M001に掲げる歯冠形成のうち、レジン前装金属冠若しくは硬質レジンジャケット冠に係る費用を算定した歯又はレジン前装金属冠若しくは硬質レジンジャケット冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、1歯につき1回に限り算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>M003-3 (略)</p> <p>M004 リティナー</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>M005 装着</p> <p>1～3 (略)</p>
--	---

注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CA
M冠、区分番号M015-3に掲げるCAD/
CAMインレー又は区分番号M017-2に掲
げる高強度硬質レジンブリッジを装着する際に
、歯質に対する接着性を向上させることを目的
に内面処理を行った場合は、内面処理加算1と
して、それぞれについて45点、45点又は90点を
所定点数に加算する。

2 接着ブリッジを装着する際に、歯質に対する
接着性を向上させることを目的に内面処理を行
った場合は、内面処理加算2として、区分番号
M010-3に掲げる接着冠ごとに45点を所定
点数に加算する。

3 (略)

M005-2～M009 (略)

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1～4 (略)
(削る)

注 (略)
(削る)

M010-2 チタン冠（1歯につき） 1,200点

M010-3 接着冠（1歯につき）
1 前歯 370点
2 臼歯 310点

注 接着ブリッジのための接着冠に用いる場合に算
定する。

M010-4 根面被覆（1歯につき）
1 根面板によるもの 190点
2 レジン充填によるもの 106点

注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CA
M冠又は区分番号M017-2に掲げる高強度
硬質レジンブリッジを装着する際に、歯質に対
する接着性を向上させることを目的に内面処理
を行った場合は、内面処理加算1として、それ
ぞれについて45点又は90点を所定点数に加算す
る。

2 接着ブリッジを装着する際に、歯質に対する
接着性を向上させることを目的に内面処理を行
った場合は、内面処理加算2として、接着冠ご
とに45点を所定点数に加算する。

3 (略)

M005-2～M009 (略)

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1～4 (略)
注1 2について、前歯部の接着ブリッジのための
金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれる。
2 (略)
注3 3について、臼歯部の接着ブリッジのための
金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれる。

(新設)
(新設)

(新設)

M011	(略)	
<u>M011-2</u>	レジン前装チタン冠（1歯につき）	<u>1,800点</u>
M012からM014まで	(略)	
M015	非金属歯冠修復（1個につき）	
1	レジンインレー	
イ	単純なもの	<u>128点</u>
ロ	複雑なもの	<u>180点</u>
2	(略)	
M015-2	CAD/CAM冠（1歯につき）	1,200点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、歯冠補綴物（全部被覆冠に限る。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。	
<u>M015-3</u>	<u>CAD/CAMインレー（1歯につき）</u>	<u>750点</u>
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、臼歯に対して歯冠修復物（全部被覆冠を除く。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。	
M016～M017	(略)	
M017-2	高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）	<u>2,600点</u>
注	(略)	
M018	有床義歯	
1	局部義歯（1床につき）	
イ	1歯から4歯まで	<u>594点</u>

M011	(略)	
(新設)		
M012からM014まで	(略)	
M015	非金属歯冠修復（1個につき）	
1	レジンインレー	
イ	単純なもの	<u>124点</u>
ロ	複雑なもの	<u>176点</u>
2	(略)	
M015-2	CAD/CAM冠（1歯につき）	1,200点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、臼歯に対して歯冠補綴物（全部被覆冠に限る。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。	
(新設)		
M016～M017	(略)	
M017-2	高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）	<u>2,500点</u>
注	(略)	
M018	有床義歯	
1	局部義歯（1床につき）	
イ	1歯から4歯まで	<u>588点</u>

	口 5歯から8歯まで	<u>732点</u>		口 5歯から8歯まで	<u>724点</u>
	ハ 9歯から11歯まで	<u>972点</u>		ハ 9歯から11歯まで	<u>962点</u>
	ニ 12歯から14歯まで	<u>1,402点</u>		ニ 12歯から14歯まで	<u>1,391点</u>
	2 総義歯（1頸につき）	<u>2,184点</u>		2 総義歯（1頸につき）	<u>2,172点</u>
M 0 1 9	熱可塑性樹脂有床義歯		M 0 1 9	熱可塑性樹脂有床義歯	
	1 局部義歯（1床につき）			1 局部義歯（1床につき）	
	イ 1歯から4歯まで	<u>630点</u>		イ 1歯から4歯まで	<u>642点</u>
	口 5歯から8歯まで	<u>852点</u>		口 5歯から8歯まで	<u>866点</u>
	ハ 9歯から11歯まで	<u>1,064点</u>		ハ 9歯から11歯まで	<u>1,080点</u>
	ニ 12歯から14歯まで	<u>1,678点</u>		ニ 12歯から14歯まで	<u>1,696点</u>
	2 総義歯（1頸につき）	<u>2,682点</u>		2 総義歯（1頸につき）	<u>2,704点</u>
M 0 2 0	鋳造鉤（1個につき）		M 0 2 0	鋳造鉤（1個につき）	
	1 双子鉤	<u>255点</u>		1 双子鉤	<u>251点</u>
	2 二腕鉤	<u>235点</u>		2 二腕鉤	<u>231点</u>
M 0 2 1	線鉤（1個につき）		M 0 2 1	線鉤（1個につき）	
	1 双子鉤	<u>224点</u>		1 双子鉤	<u>220点</u>
	2 二腕鉤（レストつき）	<u>156点</u>		2 二腕鉤（レストつき）	<u>152点</u>
	3 (略)			3 (略)	
M 0 2 1 - 2	コンビネーション鉤（1個につき）	<u>236点</u>	M 0 2 1 - 2	コンビネーション鉤（1個につき）	<u>232点</u>
M 0 2 1 - 3	<u>磁性アタッチメント（1個につき）</u>		(新設)		
	1 磁石構造体を用いる場合	<u>260点</u>			
	2 キーパー付き根面板を用いる場合	<u>350点</u>			
	注 有床義歯（区分番号M 0 1 8に掲げる有床義歯又は区分番号M 0 1 9に掲げる熱可塑性樹脂有床義歯に限り、区分番号M 0 3 0の2に掲げる軟質材料を用いる場合において義歯床用軟質裏装材を使用して床裏装を行った場合に係る有床義歯を除く。）に対して、磁性アタッチメントを装着した場合に限り算定する。				
M 0 2 2	間接支台装置（1個につき）	<u>111点</u>	M 0 2 2	間接支台装置（1個につき）	<u>109点</u>
	注 (略)			注 (略)	

M023 バー (1個につき)		M023 バー (1個につき)	
1 錄造バー	458点	1 錄造バー	454点
2 屈曲バー	268点	2 屈曲バー	264点
注 錄造バー又は屈曲バーに保持装置を装着した場合、 <u>62点</u> を所定点数に加算する。ただし、保険医療材料料は、所定点数に含まれる。		注 錄造バー又は屈曲バーに保持装置を装着した場合、 <u>60点</u> を所定点数に加算する。ただし、保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M024～M027及びM028 (略) (修理)		M024～M027及びM028 (略) (修理)	
M029 有床義歯修理 (1床につき)	260点	M029 有床義歯修理 (1床につき)	252点
注 1～4 (略)		注 1～4 (略)	
M030～M041 (略)		M030～M041 (略)	
第2節・第3節 (略)		第2節・第3節 (略)	
第13部 (略)		第13部 (略)	
第14部 病理診断		第14部 病理診断	
通則 (略)		通則 (略)	
区分		区分	
O000 口腔病理診断料 (歯科診療に係るものに限る。)		O000 口腔病理診断料 (歯科診療に係るものに限る。)	
1 組織診断料	520点	1 組織診断料	450点
2 (略)		2 (略)	
注 1～5 (略)		注 1～5 (略)	
O001 口腔病理判断料 (歯科診療に係るものに限る。)	130点	O001 口腔病理判断料 (歯科診療に係るものに限る。)	150点
注 1・2 (略)		注 1・2 (略)	
第3章 経過措置		(新設)	
第1章の規定にかかわらず、区分番号A000の注12のただし書きの規定による加算は、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。			